

『新開まちづくり編集室』規約

第1条（名称・所在地）

本団体は、新開まちづくり編集室と称し、事務所を代表者宅に置く。

第2条（目的）

本団体は、新開地区(赤石町・大林町)の発展と住民意識の向上を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本団体は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 地域コミュニティ誌の発刊及び配布
2. その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（入会資格）

本団体は、原則として小松島市内に在住、在勤する者を以って組織する。

第5条（役員）

本団体に次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

また、代表は会計を兼任することができる。

代表…1名、会計…1名、監事…1名以上

第6条（経費）

1. 本団体の経費は、寄付金その他の収入をもって充当する。
2. 活動にあたる費用等を支給することができる。

第7条（会計年度及び会計監査）

本団体の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第8条（規約の改廃）

本規約の改廃は、臨時会において決定する。

第9条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和2年1月1日より実施する。